

世界人権デー(12月10日)を記念して

# 世界における 人権CSRの最新動向

グローバル・コンパクト研究センターセンター長  
大阪経済法科大学法学部助教  
菅原 絵美

# 人権CSRとは

- 人権が「取組みの項目」から「企業経営・マネジメントの項目」へ

- 国際的に認められた人権を尊重する責任にとどまらず、人権促進への貢献を自社の経営課題として位置づけるとともに、方針、事業の決定やプロセスといったマネジメントのなかに組み込むこと。

No.3460 2014年1月29日（水）放送

グローバル企業の責任はどこに ～海外で高まる人権リスク～



出演者 足達 英一郎 さん  
(日本総研 創発戦略センター 理事)

ジャンル 経済 国際

関連タグ アジア 価格競争 国連 日本 ビジネス グローバリ化 製造業

過去の関連する放送回

- 2013年11月11日（月）放送 新戦略“日本式”生活習慣を輸出せよ
- 2013年11月18日（月）放送 フィリピン巨大台風の衝撃
- 2013年11月20日（水）放送 シリーズ 模索する中国①
- 2013年11月21日（木）放送 シリーズ 模索する中国②
- 2013年12月2日（月）放送 明らかになる古代の「日韓交流史」

途上国で生産され、世界中に供給される安くて質の高い製品。グローバル化が進む中、より安いコストの生産現場を求められる流れは強まるばかりだ。しかし今、そうしたグローバル企業の活動に厳しい視線が注がれている。国際的なNGOなどが、児童労働や過重労働など、人権を軽視した労働を熟認している企業を探し出し、国際世論に訴えて、不買運動も含め厳しく糾弾しようとしているのだ。こうした中、日本のグローバル企業も、途上国で委託している生産活動で問題があれば、企業イメージを大きく損ないかねないとして、委託先や取引先の隅々まで労働実態をチェックする必要性に迫られている。番組では、ミャンマーなどでのNGOの労働実態調査取材するとともに、海外の生産現場で人権をいっそう重視し始めた日本企業の取り組みを追い、今後のあり方を考える。

[http://www.nhk.or.jp/gendai/yotei/index\\_yotei\\_3460.html](http://www.nhk.or.jp/gendai/yotei/index_yotei_3460.html)

# CSRのグローバル・スタンダードにおける 人権の主流化

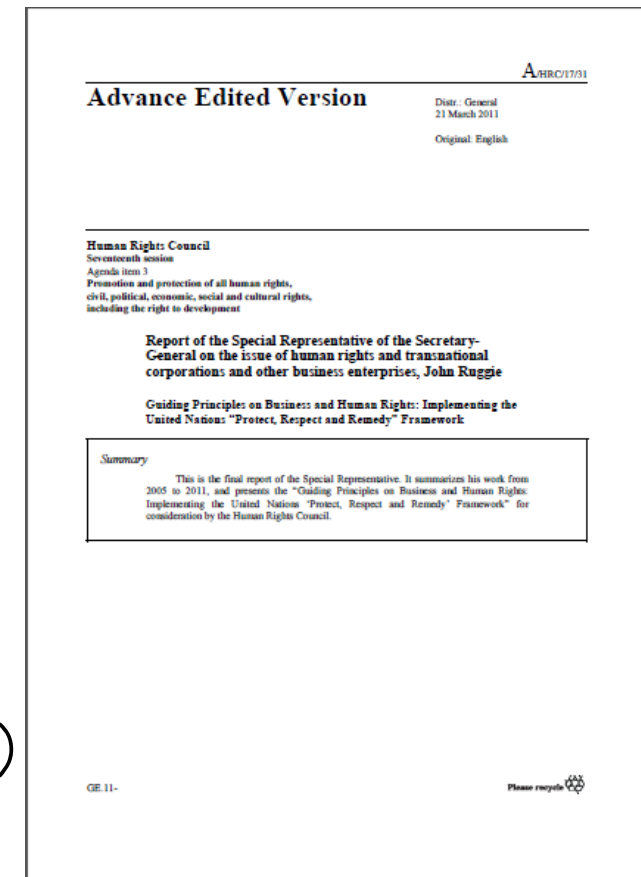
- 国連グローバル・コンパクト(2000年)
  - ISO26000発行(2010年)
  - GRI G3.1発行(2011年)+G4.0発行(2013年)
  - OECD多国籍企業行動指針改訂(2011年)
- ⇒EUのCSR新戦略(2011年)
- ⇒ASEAN政府間人権委員会テーマ別調査(2011年)
- ⇒日本経団連:企業行動憲章改訂(2010年)

# 人権CSRのグローバル・スタンダード

## 主流化の中心：国連人権理事会の取組み

- 国連「保護・尊重・救済」枠組（2008年）
- 「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）

- ①企業が人権を尊重する責任（尊重＝侵害しない）
- ②国家とは独立に最低限の人権として「国際的な人権基準」（場合によっては法令遵守以上）
- ③企業活動（作為・不作為）および関係性（バリューチェーンなど）



# ところで「人権」とは？

人権 (Human Rights) のイメージ  
「誰の、何の権利」ですか？

取引先

自社・法人  
グループ

取引先

バリューチェーン

職場 (労働者)

市場 (顧客、消費者、取引先、投資家)

地域 (地域住民)

ステークホルダー

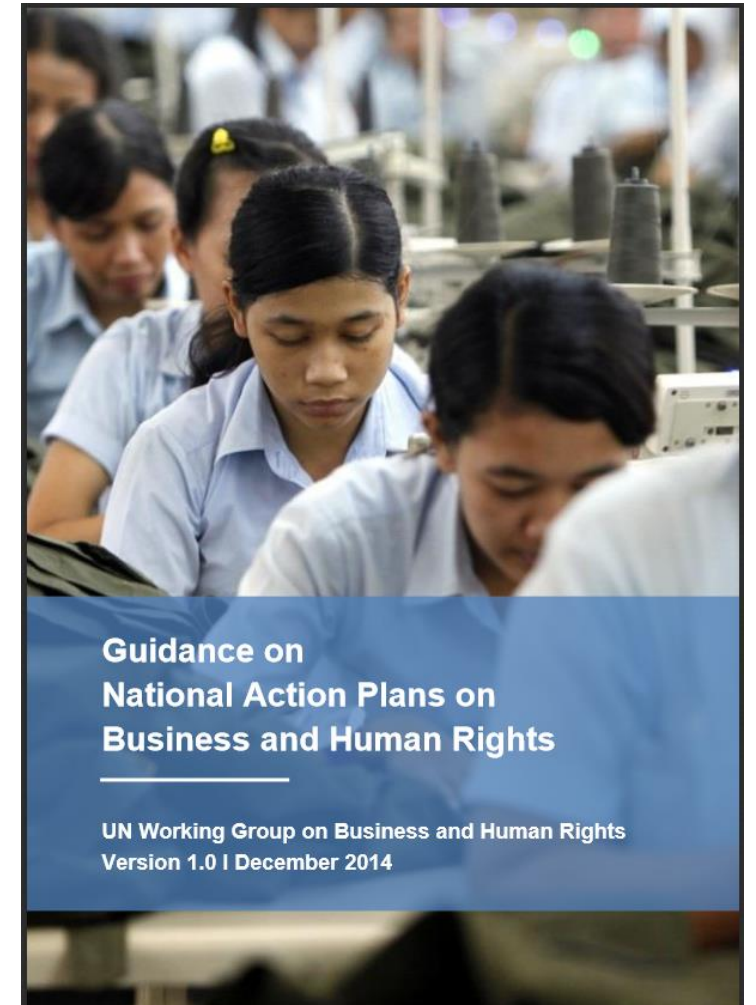
# 改めて企業にとって「人権CSR」とは？

## 人権は経営課題

- 事業活動と人、人権のつながりは、原材料調達、製造、投資、融資、雇用(人事)、営業・販売、広報、お客様対応など企業活動のあらゆる局面に及ぶ。
- よって部門横断的かつバリューチェーン全体での取組み。
- 取組むには、経営トップのコミットメント、方針、体制や仕組みを整え、取組みの進捗を評価、公表していくことが不可欠。

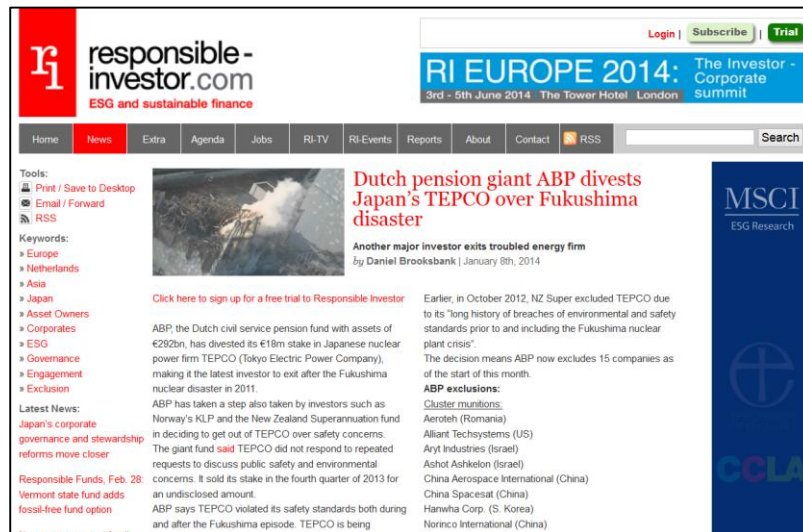
# 動向①政府による「ビジネスと人権」政策化

- 国連およびEU等による政策化の推進。  
(国連によるガイダンスの発行(2014年12月))
- 英国(2013年)、オランダ(2013年)、イタリア(2014年)、デンマーク(2014年)、スペイン(2014年)がアクションプランを策定。
- コロンビア、ドイツ、メキシコ、米国など18カ国が策定中。



# 動向②投融資機関による取組みの発展

- 投融資先の取組みを評価し、投融資する。  
(社会的責任投資(SRI)を通じて企業活動の支持・監視)
- 自社の取組みとして人権に悪影響を及ぼす企業とは取引をしない。  
(金融機関の人権尊重責任)



[http://www.responsible-investor.com/home/article/dutch\\_pension\\_giant\\_abp\\_tepco/](http://www.responsible-investor.com/home/article/dutch_pension_giant_abp_tepco/)



<http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/index.php>



## 動向③: 条約化への動き、再び？

- 2014年7月国連人権理事会において、ビジネスと人権に関する法的拘束力ある文書を起草するための政府間作業部会を設置する決議が採択。
- 国内企業は対象ではなく、「事業内容が越境性を持つ企業」に限定。
- 指導原則を「さらなる成果のない『第一歩』」(現場での実効性への疑問)。



# 「ステークホルダー」から「当事者」へ

国連「ビジネスと人権」に関する指導原則（2011年）

- 国連グローバル・コンパクト(2000年)
- ISO26000発行(2010年)
- OECD多国籍企業行動指針改訂(2011年)

当事者の  
視点

女性のエンパワメント原則（WEPs）

\* その他の当事者：子どもの権利とビジネス原則など